

第3回 施設型給付関係分科会（議事録要約版）

日時：平成26年7月28日（月） 19時～21時

場所：佐世保市役所本庁舎4階第3委員会室

質問・意見等	事務局等回答・今後の方針など
「保育所入所基準の運用方針」について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の制度では、65歳未満の祖父母の同居があった場合、「保育に欠ける」という「確認」をしているということであるが、「確認」の意味を教えてほしい。 ・ 新制度では、この「確認」の要件を取り払うということによいか。 ・ 国の基準（子ども・子育て支援法施行規則）の9番に相当するものが、市の新しい基準にはない。これまでは、基準ではなく運用で行われており、現場としては非常に助かっていたが、今後はどうなるのか確認したい。 ・ 育児休暇を取得した保護者の家庭の保育所在籍中の子どもは、1年間だけしか在籍はできないのか。 ・ 国の基準では、5歳児だけとしているが、佐世保市としては、保育所に在籍している子どもは年齢に関係なく1年間は在籍できるということによいか。 ・ 市の新基準の（8）について、虐待、DVの場合、保護者が申請するよう行政指導するということか。 ・ （事務局からの質問に対する意見）「11時間」で統一すればよいのではないか。在園児につい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳未満の祖父母がいる場合は、保護者と同様に仕事や病気などの事情で保育に欠けるかどうかを確認し、入所の判断を行ってきた。新基準では、その要件を取り払ったもので、祖父母の存在は入所基準には何ら関係しない。 ・ 現行の市の運用においては、育児休業法に基づく育児休暇取得期間で、生まれた子どもの1歳の誕生日までは、在籍している兄・姉も継続して入所できるということにしている。新基準においても基準に定めるのではなく、運用の部分ということで考えている。 ・ 1年間ということ短くという声もあるが、基本的には家にいる保護者が子どもをみるのが大前提。保護者の都合で子どもが入所したり、やめたりと子どもにも保護者にも負担がかかるということで、最低1年だけはという取り決めをしたもの。この点については、今後委員会の意見を聞かなければならないが、市としては、これまでどおりの1年と考えている。 ・ そのとおり。 ・ 強制はできないが、保健師やこども子育て応援センターが保育園や幼稚園に入園させたほうがよいと判断すれば優先的に入所できるような方向を検討したいと考えている。 ・ （「保育標準時間」、「保育短時間」について委員へ質問）保護者や施設の立場から、どう設定す

質問・意見等	事務局等回答・今後の方針など
<p>ては、保護者からの申し出がない場合は経過措置として標準時間で認定して良いという国の考え方があるので、佐世保市もその考え方に沿って良いのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在園児と新入園児の両者ともに「11時間」にすればいいのではないかと。取り扱いが異なると、兄弟姉妹で在園児と新入園児がいる場合、お迎えの時間に差が生じることになる。 ・(別の委員の意見) 兄弟姉妹間で差が生じるということであるが、早く迎えに行くことができる方に合わせるべきではないかと。 	<p>れば利便性がよくなるのか、11時間でいくべきなのか、8時間と11時間をきっちり分けるべきなのか、お考えを伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11時間だから上限いっぱいまで預けるという考え方には疑問をもっており、市としては、親の労働の範囲内で11時間までは可能という姿勢をとりたいと考えている。 ・6～7時間のパート労働者が、11時間の保育料を支払うのか、それとも4時間の保育料に延長の保育料を払うのか、保護者にとって悩ましいところではないかと思う。この点は保護者にわかりやすくアナウンスをしていかなければならないと考えている。
<p>「利用者負担」について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の一致した意見を最終案として全体会にかけるのか、それとも当分科会で決定するのか。 ・(幼稚園の立場としては) 現行の保育料を上回るという最悪の状態にはならないと思う反面、はたして1号認定、2号認定について、保護者が選択できるだろうか。 ・1号認定、2号認定については、保育所は非常に危惧している。1号認定を受けて延長保育料を払うほうが安くなるため、2号認定の3歳児以上はすべて幼稚園に流れてしまうのではないかと。 ・(認可外保育施設の立場としては) 保育所も幼稚園も必要。両立できる制度になってほしい。利用者負担の関係で利用者離れが生じるような制度はよくないと思う。 ・(保育所の立場としては) 第2案を採用してもらえればと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回はあくまでも案であり、まずは委員のお知恵を拝借したいと思っている段階。今は、国の基準から10%下げているが、これ以上に引き下げるとなった場合は、市の財政状況等も見ながらの検討ということになる。 ・保護者の働き方や祖父母がいるかなどの家庭環境でも異なってくるため、市としても、また保護者のほうも難しいかと思う。 ・ニーズ調査を行った際は、保育料の差はアンケートには反映できなかったが、まんべんなく2号認定も保育教育を必要とされている方がいるという結果であったため、一定の利用はあるのではないかと思う。 ・2号認定の50,500円は、国基準の半分としているもの。あまり現実的な数値ではなく、実際はこれより下がる可能性がある。 ・1号認定と2号認定の差額については、2号認定には給食費が含まれていることが要因。また、給食費や送迎バス代等のそれぞれの幼稚園が別途徴収しているものは、平均で1万5千円程度になるが、これは市で定める保育料から別途徴収される可能性がある。 ・幼稚園がいいのか、保育園がいいのかというこ

質問・意見等	事務局等回答・今後の方針など
<ul style="list-style-type: none"> ・所得が1千万円を超える人の保育料が5万円というのでは安すぎるのではないか。 ・国が示した保育料を正とするならば、101,000円に対して半分の50,500円と、15,500円に対しての13,900円というのは、減額割合的にも不均衡が生じていないか。 ・預かり保育については、仕事をしている人はその間だけであるとか、仕事をしていない人は何回までといったように、一律化するということではよいのではないか。 ・施設型給付になったとき、預かり保育に一定の基準を設けるのか。園に一任されるのか。 ・保育の利用のしかたと、負担金のバランスについては、保護者にいかにオリエンテーションするかにかかってくると思う。制度の趣旨などを改めてよく説明する必要があると思うが、それは行政側で担当されるのか。 ・条例案を9月議会に上程するのであれば、次回の分科会は8月中に行わなければ間に合わないのではないか。分科会、全体会と2段階の手続きを踏まなければならないが、大丈夫か。 	<p>とについては、保護者の考え方次第と思う。C分科会の話になるが、保護者の働き方とか子育てについてどう考えているかも一つの参考にしなければならないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3～4年前までは1番上の基準がなく、4万円であった。国の基準の10万円に引き上げるのは、高額所得者といえども混乱が生じるということで現在の52,000円に落ち着いたという経緯がある。 ・国が示した保育料どおりに市の保育料を設定すれば不均衡は生じないと思われるが、大都市部と地方では状況が違うということもある。高額所得者が優遇されすぎというご意見かと思うが、他方、税負担も多いという考え方もあるので、今後時間をかけて検討していかなければならないと思う。 ・国がようやく基準が出てきたばかりであり、そこまで考えが至っていない。 ・まずは8月に第1回目の施設に関する説明会を開催する予定。在園児の保護者については、施設を通じて連絡をとっていただくが、これから入園を控えているような家庭もあるので、市内全域に周知できるような方法をとらなければならないと考えている。 ・9月議会に上程するのは、施設の運営基準等の国の基準を参酌すべき部分。保育料については、規則において定める予定としている。予算の承認を得て初めて保育料が決定するということになるため、それまでは案の状態のままということになる。